

生徒心得

第1章 風紀

自由と放漫をはき違えることなく、集団の一員としての立場を自覚し、品位と節度のある行動をとらなければならない。

(一般的事項)

第1条 公衆道徳を守り、法律及び校則を遵守しなければならない。

- 2 飲酒、喫煙、薬物の乱用をしてはならない。
- 3 暴力、脅迫等の行為をしてはならない。
- 4 情報機器を利用するには、ルールやマナーを守るとともに、さまざまなトラブルにまき込まれないようにしなければならない。
- 5 許可なく団体等を結成し、又はこれに参加してはならない。
- 6 許可なく物品販売、募金、集会開催、署名活動及び印刷物の編集・発行・配布等の行為をしてはならない。
- 7 時間を守り、他人に迷惑を及ぼすような軽率粗暴な言動をしてはならない。
- 8 学校に必要でない物を校内に持ち込んではいない。また、必要でない高額の金品を所持しない。
- 9 通学時及び外出時には生徒手帳を必ず携帯すること。また、これを他人に貸与したり、譲渡してはならない。

(校内)

第2条 許可なく特別に施設、設備、備品を使用したり、又は備品等を校外に持ち出してはならない。

- 2 施設、設備、備品を大切にすること。万一、これらを破損又は汚損した場合には、直ちに届け出て、弁償することを原則とする。
- 3 快適な学習環境を保持するため、校舎、校庭等の美化に努めること。
- 4 登校してから授業が終了するまでは無断で外出してはならない。
- 5 授業時間中には許可なく教室等を離れてはならない。
- 6 始業時刻は午前8時40分、下校時刻は午後5時00分とする。
- 7 貴重品は、必ず身につけておくこと。着替えや教室移動をするときなどには貴重品袋を活用し、もし紛失又は拾得した場合にはホームルーム担任に届け出ること。
- 8 放送施設を利用するときは、放送内容を示して許可を得ること。
- 9 授業料等は指定の期日に納めること。授業料を滞納している場合は、出席停止や退学となることがある。

(校外)

第3条 通学時には、おやみに飲食店等へ立ち寄らないこと。

- 2 下校時刻が遅くなる時は、事前に家庭に連絡しておくこと。
- 3 通学途中で事故にあった場合には、居合わせた生徒が警察や消防署に連絡を取るなど応急の措置を行った後、速やかに家庭や学校に連絡をすること。

第4条 次の各号に掲げる場所に立ち入ってはならない。

- (1) 飲酒店及びこれに類する飲食店
- (2) 18才未満の入場が禁止されている娯楽場、その他生徒が立ち入るのにふさわしくないとと思われる場所

第5条 外出に際しては、次の各号に掲げることを守らなければならない。

- (1) 服装は、制服又は高校生にふさわしい品位あるものとする。
- (2) 行先、用件、帰宅時間等を保護者に連絡してから外出すること。
- (3) 午後11時から翌日午前4時までの外出は保護者同伴でなければならない。
- (4) 保護者に無断で外泊してはならない。友人宅での外泊はこれを禁止する。

第2章 保健

健康は生活の基盤である。従って、心身の健康を保持し、増進するために平素から規則正しい生活や清潔で快適な環境の保持、体力の増進を心がけ、日常の健康管理に留意すること。

第6条 定期健康診断の結果、疾病・異常について精密検診又は治療の指示を受けた者は速やかに医療を受け、その結果をホームルーム担任に報告すること。

第7条 日常の健康管理において身体に異常を発見したときは、養護教諭の健康相談又は医師の診断を受けること。

第8条 積極的に健康の保持・増進を図るために、体力を高めるための生活設計を立て、実践すること。

第9条 常に身体及び生活環境を清潔にし、疾病の予防に努めること。

第10条 感染症が発生した場合は、早急にホームルーム担任に届け出て、指示を受けること。

第11条 学校の管理下における災害で医療を受けた時は、日本スポーツ振興センターの医療給付の手続きをとること。

第12条 必要のない者は保健室に立ち入らないこと。

第13条 保健室で外用薬を使用するときは、養護教諭の指示に従うこと。保健室で内服薬はもらえないので、必要なものは持参すること。